家の中は安全ですか？

いざという時のために日ごろから対策ができているか、身近なところから見回してみましょう。

照明

チェーンと金具を使って数か所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。

食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。

タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。

テレビ

できるだけ低い位置に固定して置く(家具の上はさける)。

家具の転倒を防ぐ

家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。

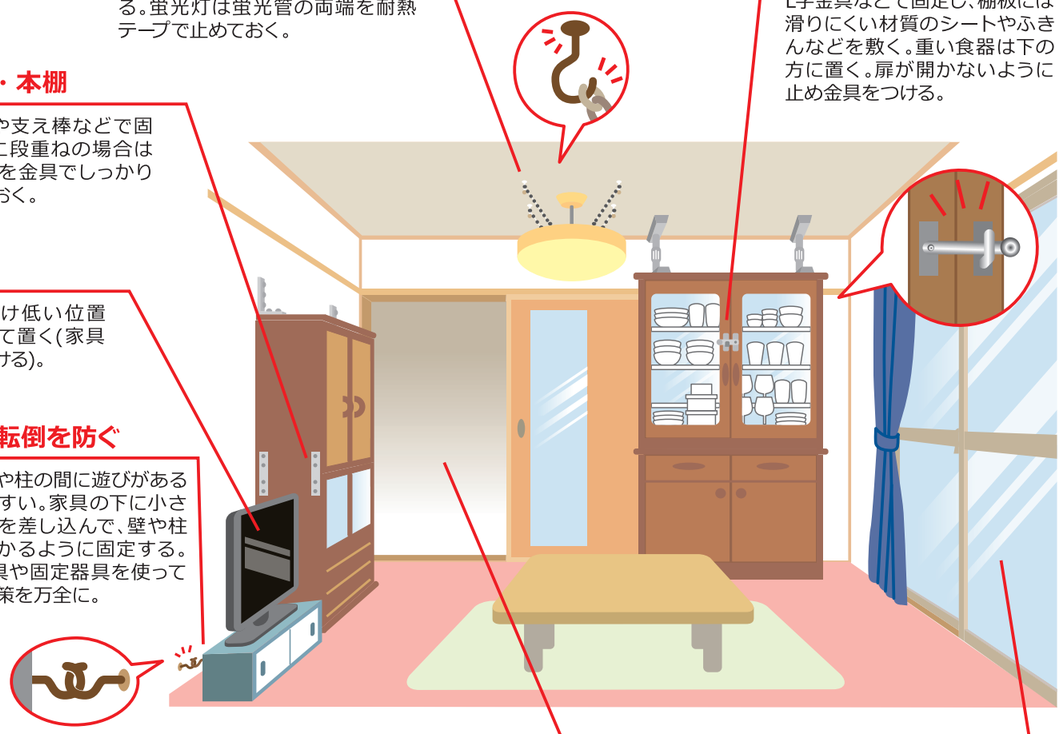

安全に避難するため、出入口にものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

窓ガラス

飛散防止フィルムをはる。

万が一、災害にあった時の備えはできていますか？

非常時持ち出し品は、日ごろから準備しておきましょう。
いざという時にすぐに持ち出せるように、定期的な点検も大事です。

非常時持ち出し品(例)

救急医療品	貴重品	非常食品等	衣類・生活備品等	その他
常備薬	現金	菓子・かんぱん等(火を通さないで食べられるもの)	下着・上着など	ラジオ
傷薬	印鑑		タオル	懐中電灯
風邪薬	健康保険証	ミネラルウォーター	生理用品	電池
鎮痛剤	預金通帳	缶詰	ウェットティッシュ	ヘルメット
絆創膏	免許証	離乳食	カッパ	ライター
包帯	権利証書	粉ミルク	紙おむつ	ラップフィルム
胃腸薬			紙コップ・紙皿	

耐震診断・改修および補助内容の詳細については、下記窓口にご相談ください

白石町役場 建設課 建築住宅係 TEL(直通):0952-84-7124

白石町

突然の大地震に！

あなたの住まいは大丈夫ですか？

地震はいつどこで起きてもおかしくありません。突然の災害から身を守るために、また大切な家族や財産を守るために、住まいの耐震対策を見直しませんか。

住まいの耐震改修を進めましょう

白石町耐震改修促進計画

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震が連続して発生し、大きな被害をもたらしました。
多くの古い住宅が被害を受けたことから、白石町では地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命や財産を守るために**「白石町耐震改修促進計画」**を策定し、建築関係団体等と連携して取り組んでいます。

■想定される地震と被害状況

平成25年から26年に佐賀県が調査した地震被害等予測調査では、**佐賀平野北縁断層帯**で地震が発生した場合は白石町内で**最大震度7**が想定され、大きな被害が予測されています。

町内の被害状況（建物被害は冬の18時、人的被害は冬の深夜で想定）

建物被害	全壊・焼失		半壊
	890棟		2,900棟
人的被害	死者	負傷者	自力脱出困難者数
	約60人	約510人	約100人

白石町地域防災計画より（平成30年度）

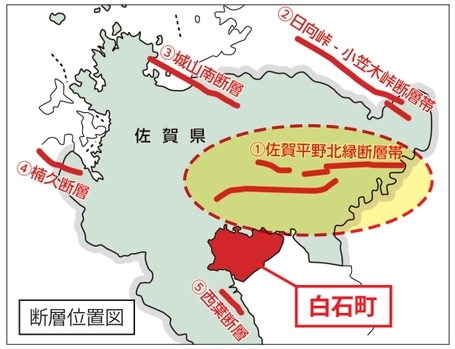

出典：「佐賀県地震被害等予測調査報告書概要版（平成25年度）」（平成26年3月佐賀県統括本部消防防災課）

■耐震化の現状と目標

耐震化率（住宅）

現状	目標
平成30年度 **71.0%**	令和7年度 **おおむね解消**

■耐震化の推移

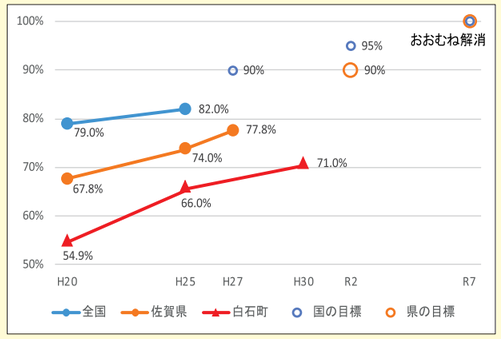

■耐震化の促進を図るための施策

（1）耐震化に関する啓発及び知識の普及

①セミナー、講習会、戸別訪問、出前講座等の実施
②地震防災マップの作成・公表
③パンフレットの作成・配布
④インターネットによる情報提供の充実

（2）耐震化を促進するための相談体制等の整備

①相談窓口サービスの充実

（3）耐震化による税制等の優遇措置の活用

（4）総合的な安全対策に関する取り組み

①ブロック塀等の倒壊防止
②窓ガラス、外壁タイル、屋外看板、天井等の落下防止
③住宅の家具の転倒防止
④佐賀県の地盤特性に応じた総合的な耐震対策の推進

■地震防災マップ（揺れやすさマップ・地域の危険度マップ）

万が一の災害に備え、町民の皆さまが安全に避難できるように、地震防災マップ（地域の危険度マップ・揺れやすさマップ）を作成しました。日頃から、危険個所や避難経路等を確認するなど、災害に備えましょう。

マップは、白石町ホームページ（https://www.town.shiroishi.lg.jp/）で公開しています。

いつどこで起こるか分からない**大地震**に備えて

あなたのご自宅は大丈夫ですか？

昭和56年5月以前に着工した住宅は、現在の耐震基準からみると、不十分なものが多く、強い地震が起これば、倒壊などの大きな被害を受けるおそれがあります。

まずは耐震診断を行い、ご自宅の地震に対する強さを確認！

耐震化補助制度

耐震診断・耐震改修を積極的に推し進めていただくため、耐震診断費用および耐震補強設計費用並びに耐震改修工事費用に対し補助事業を行っています。

■耐震化の流れ

住まいの耐震化は、①耐震診断を行い、問題があった場合②耐震補強設計、③耐震改修工事をします。
まずは**耐震診断を実施**し、家の状態を知ることが大事です。結果に応じて耐震改修を行いましょう。

①耐震診断
建物が地震に対して十分な耐震性を持っているか調査し、評価します。

②耐震補強設計
耐震診断の結果、改修が必要となった場合は、耐震補強設計を行い、補強方法を決定します。

③耐震改修工事
補強計画をもとに、耐震改修工事をします。

完了

■耐震化の補助制度（令和２年４月現在）

補助の条件		補助内容			
昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建の住宅（個人で所有するもの）		対象経費		補助率	補助金
① 耐震診断	佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士に依頼し、耐震診断を行うこと ※事前申請が必要です。申請前に耐震診断を行った場合は補助の対象となりません。 （佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士については白石町ホームページでご確認ください。）	臨時	(1)住宅の現況図面がある場合 6万円	5/6	**5万円** （自己負担：1万円）
			(2)住宅の現況図面がない場合 9万円		**7万5千円** （自己負担：1万5千円）
		通常	13万6千円 （1戸当たりの限度額） ※簡易耐震診断法については1戸当たり3万1,500円	2/3	**上限 9万円**
② 耐震補強設計	耐震診断の結果、耐震性を満たしていないこと	13万6千円 （1戸当たりの限度額）		2/3	**上限 9万円**
③ 耐震改修工事	耐震診断および耐震補強設計を実施していること	耐震改修工事費の額 延べ床面積 × 3万4千100円（1㎡当たり）	いずれか低い額	23%	**上限 34万5千円**

■公的融資制度（令和２年４月現在）

耐震改修工事や耐震補強工事を行う場合のリフォーム融資として、以下のような融資制度があります。
詳しくは、住宅金融支援機構（0120-0860-35）へお問い合わせください。

個人向け	融資限度額	**1,500万円** （住宅部分の工事費）
	金利	償還期間10年以内 **0.36%** 11年以上20年以内 **0.56%** ※金利は毎月改定されます。
	保証人	不要

■税制優遇措置（令和２年４月現在）

耐震リフォームを対象とした減税制度として、以下のような税制優遇措置があります。所得税額の控除については税務署へお問い合わせください。
また、耐震リフォーム後は固定資産税が減税されます。
詳しくは、白石町役場 税務課 へお問い合わせください。

所得税	**住宅借入金等特別控除** 住宅ローン残高の1%控除（10年間）
	住宅耐震改修特別控除 標準的な工事費用相当額の10%控除（上限25万円）
固定資産税	**1年間　1／2に減額**（120㎡相当部分まで）